

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

2020年 6月 29日

大阪府知事 様

住 所 大阪府泉南市りんくう南浜2-19

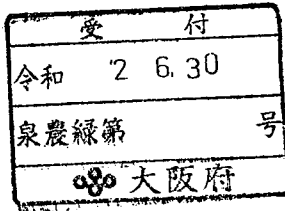
提出者

氏 名 阪和ホーロー株式会社

代表取締役 高野 幸雄

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 072-484-1500



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	阪和ホーロー株式会社 本社工場
事業場の所在地	大阪府泉南市りんくう南浜2-19
計画期間	2019年4月1日～2020年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	21：窯業・土石製品製造業
② 事業の規模	前期売上 1,898,000千円
③ 従業員数	78名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	・専用タンクにて保管、収集運搬業者に引取りを委託し中間処理業者にて処理を行い最終埋め立て処分。

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

- ・別紙の通り

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（平成31年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸	
	排出量	139 t	t
	(これまでに実施した取組) ・受注部品の構成により発生量が増減するが、出来る範囲で抑制に努めている。一部製造工程の見直しを実施。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸	
	排出量	136 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・前処理工程で使用している硫酸の使用出来る期間を延長できるか検討し、廃酸発生量の抑制に取り組む。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃酸とタンクへ表示し専用タンクにて保管。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・特に無し

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（平成31年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) ・特に無し		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・特に無し		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（平成31年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(これまでに実施した取組) ・特に無し			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組) ・特に無し			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（平成31年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) ・特に無し		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・特に無し		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（平成31年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸	
	全処理委託量	139 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	139 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸
	全処理委託量	136 t
	優良認定処理業者への処理委託量	136 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t
(今後実施する予定の取組) ・前処理工程で使用している硫酸の使用出来る期間を延長できるか検討し、廃酸発生量の抑制に取り組む。		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（平成31年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く)	139 t
(今後実施する予定の取組) 2020年度4月より電子マニフェストへの移行。		
※事務処理欄		

[管理体制図]

